環境省·円卓会議 2004年12月1日(水)

#### 市民による化学物質の 環境リスク削減のための取り組み

「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」 事務局長・弁護士 中下裕子

1

## 1.「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」とは?

1998年9月 設立

- 158名の女性弁護士の呼びかけ
- 学者・医師・作家・法律家など、50名の学際的発 起人と共に設立
- 代表;立川涼(愛媛大学名誉教授·愛媛県環境 創造センター長)
- 目的;物言えぬ野生生物と未来の子ども達に成り代わって、具体的な政策を提言し、ダイオキシン・環境ホルモン汚染の危機を回避する

#### これまでの主な活動内容(その1)

#### 政策提言

- ダイオキシン類緊急対策提言(第1次~第3次、 1999~2000)
- 「循環型社会基本法」(仮称)の立法提言(2000)
- 土壌汚染対策法案に対する意見書·NGO共同声明(2002)
- 容器包装リサイクル法の改正提言(2002)
- ・『子ども環境保健法』(仮称)の立法提言(2003)

3

#### これまでの主な活動内容(その2)

ストックホルム条約(POPs条約)成立に向けた 取り組み

環境教育ビデオ「4Rでゴミダイエット~ゴミと循環型社会」の制作

シンポジウム・講演会・学習会の開催 これまでに45回開催

国民会議ブックレットの刊行

|化学汚染から子どもを守る」(2003)

「食品のダイオキシン汚染 ~ ダイオキシンから身を守るために (2003)

「知らずに使っていませんか?~家庭田品の有実物質~」(2004)

4

#### 2. 国民会議ブックレット

「化学汚染から 子どもを守る」 (2003年)



#### \* ブックレット の構成 \*

- 1章 序
- 2章 子どもの発達段階への影響
- 3章 子どもの生活と化学物質
  - (1) 食べ物
  - (2) 住まいと衣類
  - (3) おもちゃ・子どもの化粧品
  - (4) 学校で
  - (5) 保健・医療
- 4章 対策と市民運動
  - (1) 国際的取り組み
  - (2) 日本での取り組み
  - (3) NGOの取り組み
  - (4) 私たちの目指すもの

# 

# 4.国民会議ブックレット 「食品のダイオキシン汚染 - ダイオキシンから 身を守るために (2003年)

#### \* ブックレット の構成 \*

- 1章 ダイオキシン類の基礎知識
- 2章 魚介類のダイオキシン類汚染の実情
- 3章 魚介類の汚染源の原因分析とその対策
- 4章 食事とダイオキシン類
- 5章 妊産婦と若い女性へのアドバイス
- 6章 まとめと提言

g

#### 5. 魚介類のダイオキシン汚染

ーその1ー

- 人が摂取するダイオキシン類の95%以上 が食品経由
- そのうち、魚介類が75%以上



人のダイオキシン類の総摂取量の70% 以上が角介類から

#### 魚介類のダイオキシン汚染 ーその2 -

環境庁「平成11年公共用水域等のダイオキシン 類調査結果について」のデータ分析より

- 汚染は海域によって差がある 東京湾、大阪湾、瀬戸内海(東部)の汚染は深刻
- 底質の汚染と魚の汚染には相関関係がある

11

#### 魚介類のダイオキシン汚染 -その3 -

ダイオキシン類に高濃度汚染されやす い魚介類の特徴

- 沿岸の河口周辺にいて、コノシロ、イワシ、クロダイなどのように脂質含有率が高い魚。
- ・ 同じ魚種でも年齢が高い(大きい)魚。
- タチウオ、サバ、アカカマスなどのように、汚染された魚などを食べる食物連鎖の上位にいる魚。
- 脂質含有率が高くなる旬の魚。

#### 魚介類のダイオキシン汚染 -その4 -

遠洋·輸入魚にも汚染濃度が高いものがある (水産庁の調査結果より)

**< 例 >** (単位: ピコグラム/g)

米国東海岸北部沖大西洋

 クロマグロ
 10.109

 クロマグロ
 6.448

中部太平洋

キハダ 5.056

カスピ海

チョウザメ卵 3.329

1

#### 6. 国民会議の提案

• TDI 現行4ピコグラム/kg

2 ピコグラム/kg

• 魚介類の基準値

0.9ピコグラム/g

#### 環境庁平成11年度データより 3つのグループに分類 \*

#### 汚染されやすいグループ

全体の70%以上が基準値を超えているグループ

・・・マアナゴ・ウナギ・コノシロ・タチウオ・スズキなど

#### とれた海域に注意が必要なグループ

全体の30~80%が基準値以内のグループ ・・・ブリ・シログチ・マダイ・イサキ・マサバ・ボラなど

#### 比較的汚染されに〈いグループ

全体の80%以上が基準値以内のグループ ・・・カワハギ・カンパチ・ヒラメ・シロギス・貝類・エビ・イカなど

#### 海外の取り組み

< E U > 最大許容値、行動指針値、目標値の設定 <アメリカ> 魚のダイオキシン類濃度と摂取許容回数(EPA) (ピコグラム/g)

魚の摂取許容回数 / 月	魚のダイオキシン類濃度
16回より多	0~0.019まで
16回	0.019~0.038まで
1 2 回	0.038~0.05まで
8 🗇	0.05~0.075まで
4 🗖	0.075~0.15まで
3 🗇	0.15~0.2まで
2 🗖	0.2~0.3まで
1 🗇	0.3~0.6まで
0.5回	0.6~1.2まで
0 🛮	1 . 2 ~

五大湖における特別忠告・・・(表1)

#### \*ダイオキシンから身を守る食べ方\*

汚染の少ない食材を選びましょう。

・と〈に魚介類は産地や魚種に気をつけて、できるだけ汚染の少ないも のを選びましょう。

魚介類の食べ方に注意しましょう

- ・ 摂取回数に気をつけましょう。とくに子どもたちや妊産婦は回数を制限 するようにしましょう。
- ・ 内臓を取り除き、皮をはいで食べるようにしましょう。 肉類・乳製品・卵は、たくさんとりすぎないように注意しましょう。 野菜類は、よく水洗いをし、皮をむいて食べるようにしましょう。 生で食べるよりも、ゆでたり、煮たりして食べるようにしましょう。 食物繊維・クロロフィル(葉緑素)を含む食品を食べるようにしま しょう。

多種類の食品を用いたバランスのよい食事を心がけましょう。

17

#### 7. 国民会議プックレット

「知らずに 使っていませんか?家庭用品の有害物質」(2004年)



#### \* ブックレット の構成 \*

- 1章 私たちの問題意識、基礎知識
- 2章 製品の危険性をチェックしよう!
  - (1) 合成洗剤
  - (2) 洗浄剤、漂白剤、カビ取り剤
  - (3) 芳香·消臭·脱臭剤
  - (4) 抗菌·除菌製品
  - (5) フッ素加工製品
  - (6) ヘアケア製品
  - (7) 有機溶剤
  - (8) 難燃剤
  - (9) 園芸用農薬
  - (10) 家庭用殺虫剤
  - (11) シロアリ駆除剤

19

#### \* ブックレット の構成 \*

- 3章 社会のしくみを知るう
  - (1) 家庭用品規制法
  - (2) 化審法
  - (3) PRTR法
  - (4) ストックホルム条約(POPs条約)
  - (5) スウェーデンの取り組み
  - (6) ヨーロッパにおける電気電子機器に含まれる有害物質の使用制限
    - (7) EUの新化学物質政策
    - (8) 化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)
    - (9) 環境ラベルをチェックしよう
  - (10) 困ったことが起きた時には?
- 4章 私たちの提言

20

#### \*製品の危険性をチェックしよう! \*

- 家庭用品に含まれる化学物質の成分、毒性・危険性、表示の見方について解説
- 中毒事故や被害例を紹介
- リスク削減策に関する提案

21

#### \* 有機溶剤 \*

- 有機溶剤の含まれる家庭用品の商品例 (表2)
- 有機溶剤の主成分の毒性 (表3)

#### \* 園芸用農薬 \*

• 園芸用農薬の用途·商品例·有効成分 (表4)

・園芸用農薬の有効成分の毒性

(表5)

・園芸用農薬の被害事例

(表6)

• 農薬による中毒事故件数

(表7)

23

#### \* 私たちの提言 \* <u>化学物質全般</u>について

予防原則·代替原則·情報提供の原則を基本原則として法律に明記すること

全ての化学物質(既存物質を含む)について、一定の年限までに、分解性・ 蓄積性・毒性などの審査を受けることを製造者に義務づけること

化学物質のライフサイクルを通じた生産者の責任を明確にするとともに、その管理システムを整備すること

難分解性・高蓄積性物質については、毒性にかかわりなく、製造使用を原 則的に禁止すること

難分解性でない物質に対する規制のための枠組みを導入すること

子どもや高感受性群に配慮した基準の設定や使用規制を導入すること GHSに従った表示制度を導入すること

製品に含まれる物質の全成分を消費者に開示するとともに、MSDSの消費者への交付を義務づけること

有害化学物質を含有する廃棄物の回収、リサイクル、適正処理を生産者の責任とし、そのための回収システムを整備すること

### \* 私たちの提言 \* 家庭用品への化学物質の使用について

鉛、カドミウム、水銀、有機ハロゲン化合物、フタル酸化合物、ノニルフェ ノールの家庭用品への使用を規制すること

子どもや高感受性群を考慮した物質指定や基準値の設定を行うこと

家庭用品への含有の規制につき、物質指定・許容濃度の基準を明らかにするとともに、その決定手続きへの市民・NGO参加を保障すること

中毒情報を含むリスク情報を消費者にわかりやすく提供するシステムを構築すること

製品に含まれる物質の全成分の開示及びMSDSの交付を、生産者・販売者に義務づけること

家庭用品に含有される有害化学物質による人の健康や生態系への影響に関し、市民からの相談(治療施設の紹介を含む)に応じられる機関を、各都道府県に少なくとも1つは設置すること

上記の相談が家庭用品規制や化学物質政策にフィードバックされるような システムを整備すること

農薬と同じ成分の化学物質の生活環境での使用を規制する「生活環境で 使用する殺虫剤等の規制に関する法律(仮称)」を制定すること